

宇多津町国土強靱化地域計画

～ 強く、しなやかな宇多津町へ ～

令和2年6月

宇多津町

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨、位置づけ | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | |
| 2 計画の位置づけ | |
| 3 計画の期間 | |
| 第2章 宇多津町の地域特性 | 3 |
| 1 位置 | |
| 2 気候 | |
| 3 人口 | |
| 4 産業特性 | |
| 5 まちの現状 | |
| 6 社会資本の老朽化 | |
| 第3章 国土強靱化の基本的な考え方 | 6 |
| 1 国土強靱化の基本理念 | |
| 2 基本目標 | |
| 3 事前に備えるべき目標 | |
| 第4章 リスクシナリオの設定 | 7 |
| 1 想定する大規模自然災害 | |
| (1) 災害履歴 | |
| (2) 本町の主要な災害リスク | |
| (3) 想定する大規模自然災害等の特定 | |
| 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 | |
| 3 施策分野の設定 | |
| 第5章 脆弱性の評価 | 16 |
| 1 脆弱性の評価の考え方 | |
| 2 脆弱性評価結果 | |
| (1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 | |
| (2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果 | |

第6章 本計画の推進方針 38

- 1 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針
- 2 施策分野ごとの推進方針
 - (1) 個別施策分野
 - (2) 横断的施策分野

第7章 計画推進の方策 63

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理
- 3 計画の見直し

第1章

計画策定の趣旨、位置づけ

1 計画策定の趣旨

我が国では、度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきた。

平成23年に発生した東日本大震災では、観測史上最大のマグニチュード9の巨大地震と大津波により、死亡者・行方不明者約1万9,000人、家屋全壊約13万棟、最大避難者約47万人を数え、その額約16兆9,000億円に上る甚大な被害が発生し、長期にわたる復旧・復興に取り組んでいる。

また、香川県においても、平成16年の台風16号による高潮、同年台風23号による土砂災害や河川の氾濫など甚大な被害を受けてきた。

宇多津町においては、今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や中央構造線による直下型地震による大規模な被害の発生が懸念されており、その対策が重要な課題となっている。

全国的に見れば、大規模自然災害による被害に対する復旧・復興は長期化しており、災害のたびに長時間をかけて復旧・復興を図るといった事後的な対策から、大規模自然災害が発生した場合であっても社会経済システムを維持し、被害を最小化し、さらに、迅速な復旧復興を図る事前の防災が重要であることは広く認識されている。

このような中、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国は、基本法に基づき

「国土強靱化基本計画」を策定した。基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

香川県では、平成27年12月に「香川県国土強靱化地域計画」を策定し、最悪の事態の要因を「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」と「大規模な風水害」と設定し、これらの要因の対応に向けた取組を総合的に推進している。

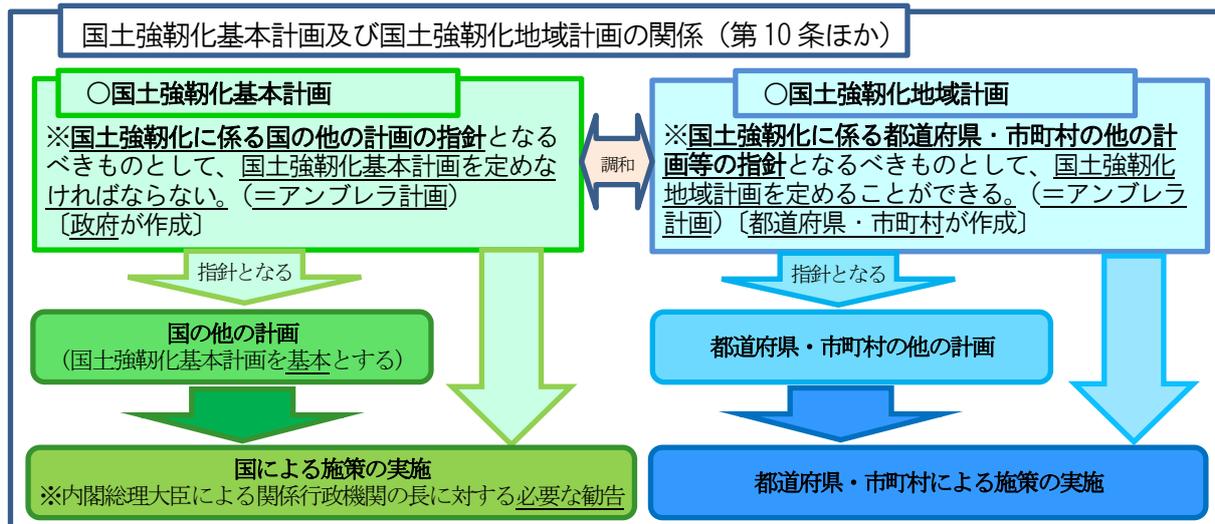
宇多津町においても、国や県など関係者相互の連携の下、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「宇多津町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置づけ

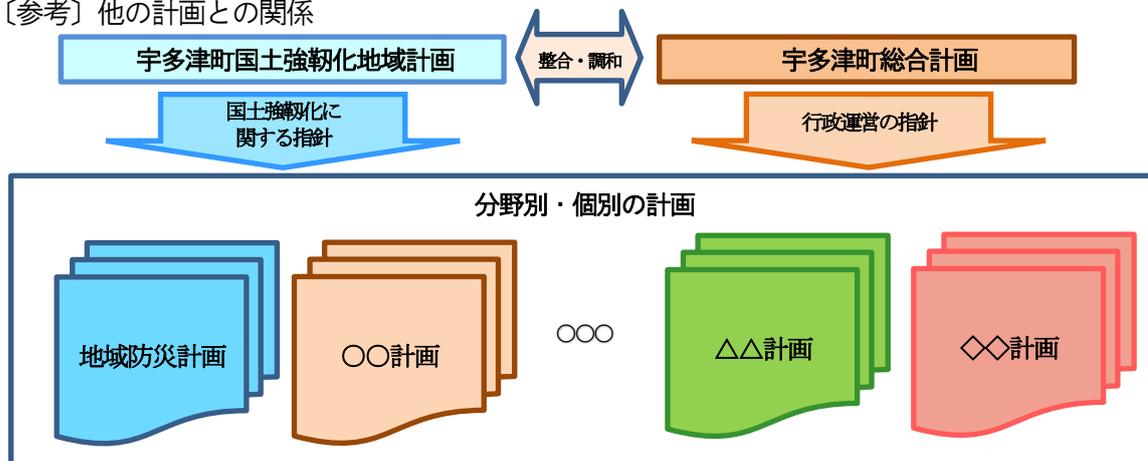
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものとする。

また、本町の行政運営の指針となる宇多津町総合計画との整合を図りながら、分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針となるものである。

〔参考〕国土強靱化に関する計画の体系



〔参考〕他の計画との関係



3 計画の期間

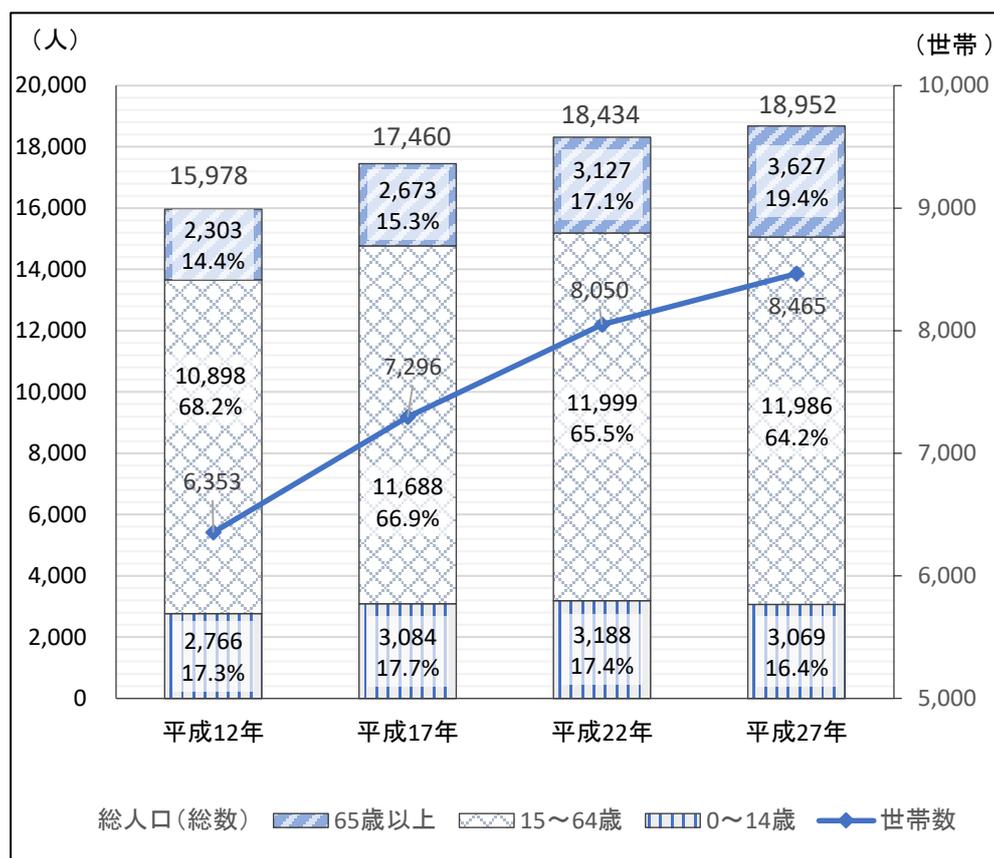
本計画の内容は、宇多津町総合計画（後期計画）の終期である令和5年度(2023年度)に合わせるため、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)までの4年間とし、その後は国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

3 人口

本町の人口は、平成27年には18,952人であり、平成12年からの15年間で約3,000人の増加となっている。また65歳以上の老年人口割合は19.4%であり、少子高齢化は進行が緩やかであると言える。

本町の世帯数も、一貫して増加しており、平成27年で8,465世帯となっている。世帯員数は減少傾向にあり、平成12年に2.5人あった世帯員数は平成27年には2.2人となっている。



人口の推移（参照：国勢調査）

※平成30年10月1日現在では総人口18,981人、世帯数8,701世帯となっている。

4 産業特性

本町の歴史は古く、紀元前2~3世紀ごろには現在の大東川沿岸の津の郷付近に農耕集落が形成していたことが知られており、7世紀後半には瀬戸内海の海上交通の要として「鵜足津」と呼ばれる自然港を中心に栄え、讃岐でも有数の船着場として人や物資の往来が盛んであった。

江戸時代以降から明治にかけては、新しい塩田が次々に開かれ、塩田を中心に全国一の「塩のまち」として発展を遂げてきた。

昭和47年の製塩業の廃止以降は、塩田跡地を埋め立てた新宇多津都市が建設され、それ以後は、高速道路網等による立地条件を活かし、新宇多津都市を中心に商工業等の企業誘致を積極的に進め、大きく発展してきた。

5 まちの現状

本町は平成16年に区域区分が廃止されたため、町全域が非線引き都市計画区域であり、用途地域は5.29 km²で町域全体（8.10 km²）の約65%となっている。土地利用は、旧市街化区域においては全域に用途地域が設定されており、それぞれの用途に合わせた市街地形成が図られている。

一方、旧市街化調整区域においては、住宅系の特定用途制限地域を設けており、多くを農地が占めている。しかしながら、近年においては虫食い状態で宅地開発が進んでおり、住宅と農地の混在した状態となっている。

6 社会資本の老朽化

本町では、昭和41年から昭和49年にかけて学校の校舎を木造から鉄筋コンクリート造へ建て替え、平成3年には児童生徒数の増加に対応するため宇多津北小学校を新設した。宇多津小学校は平成14年及び平成23年に、宇多津中学校は平成21年に耐震基準に合わせた改修を行った。

昭和50年代からは町内各地域にコミュニティ分館を整備しており、町営住宅については、昭和27年から建設を行っている。

また、住民生活の基盤である橋梁・上下水道などのインフラについても昭和26年頃から継続的に整備を行ってきており、一斉に公共施設・インフラの老朽化が進んでいる状況にある。

このため、今後それらの維持管理費や更新、大規模な改修に係る費用の増大が予測される。

第3章

国土強靱化の基本的な考え方

1 国土強靱化の基本理念

本町の国土強靱化は、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥ることを避けることができる「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築し、地域活性化と持続的な成長にもつなげる取組とする。

2 基本目標

宇多津町国土強靱化地域計画の基本目標は、国の基本計画や香川県国土強靱化地域計画を踏まえ、以下のように設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 住民の生命の保護が最大限図られる
- II 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- IV 本町の迅速な復旧・復興を可能にする

3 事前に備えるべき目標

国土強靱化に向けた基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、以下の8つを設定する。

なお、本町の強靱化に関しては、まちの活性化や地方創生につなげていくことを一つの重要な視点として捉える。

- ① 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られること
- ② 大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること
- ④ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること
- ⑤ 大規模自然災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ 大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと
- ⑧ 大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

第4章

リスクシナリオの設定

1 想定する大規模自然災害

(1) 災害履歴

(ア)地震 香川県では、過去に幾度も南海トラフを震源とする地震による被害を受けている。昭和南海地震では、本町において地震により堤防決壊 50m、建物倒壊 1 戸、橋梁 1 箇所の被害が出たほか、沈下及びその後の台風で海岸堤（塩田分も含む）9,250mが被害を受けた。

参照：四国地方地盤変動調査報告書（昭和 26 年 7 月：四国地方経済復興開発委員会）より

| 地震名 | 西暦 | 規模 | 概要 |
|-------------------|--------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宝永地震 | 1707 年 | M8.6 | 震源域は紀伊半島沖。我が国における最大級の地震の一つ。全体で死者 5,000 人余、潰家約 59,000 軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者 28 人、倒壊家屋 929 軒、丸亀城破損。また、五剣山の 1 峰崩落。5~6 尺(2m 弱)の津波で相当の被害があった。 |
| 安政南海地震 | 1854 年 | M8.4 | 震源域は紀伊半島沖。被害は、中部から九州に及ぶ。地震や津波による全体の被害は、近畿地方やその周辺で、この地震の 32 時間前に発生した安政東南海地震と区別できないものが多い。 香川県では、死者 5 人、負傷者 19 人、倒壊家屋 2,961 軒、土蔵被害 157 箇所、塩浜石垣崩れ 3,769 間、塩浜堤大破 7,226 間、川堤崩れ 6,456 間、せき崩れ 491 箇所、池大破 264 箇所、橋被害 126 箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で 1 尺(30 cm 余)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。 |
| 昭和南海地震 | 1946 年 | M8.0 | 震源域は紀伊半島沖。極めて大規模な地震で、被害は中部以西西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者 1,362 人、行方不明 102 人、負傷者 2,632 人、家屋全壊 11,506 戸、半壊 21,972 戸、焼失 2,602 戸、流失 2,109 戸、浸水 33,093 戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者 52 人、負傷者 273 人、家屋全壊 608 戸、半壊 2,409 戸、道路損壊 238 箇所、橋梁破損 78 箇所。また、堤防決壊・亀裂 154 箇所による塩田の浸水被害、地盤下による無形の被害も多い。 |
| 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) | 1995 年 | M7.3 | 震源域は淡路島付近。被害は極めて甚大で、16 府県に及んだ。全体で死者 6,433 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人、家屋全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟等の被害があった。 香川県では、負傷者 7 人、屋根瓦の破損等建物被害 3 戸、県道がけ崩れ 1 箇所、水道管破裂 2 箇所等の被害があった。 |
| 鳥取県西部地震 | 2000 年 | M7.3 | 震源域は鳥取県中西部。被害は鳥取・島根両県を中心に 1 府 9 県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者 182 人、家屋全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、道路被害 667 箇所、がけ崩れ 367 箇所等の被害があった。 香川県では、負傷者 2 人、建物一部破損 5 棟の被害があった。 |
| 芸予地震 | 2001 年 | M6.7 | 震源域は安芸灘。被害は広島、愛媛両県を中心に、9 県に及んだ。全体で、死者 2 人、負傷者 288 人、家屋全壊 70 棟、半壊 774 棟、文教施設被害 1,222 箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損 10 棟の被害。 |

参照：過去における主な地震一覧（香川県地域防災計画）より

第4章 リスクシナリオの設定

(イ) **風水害** 本町を二分して南北に貫流する大東川は、流域延長ともに大河川とは言えないが、勾配の緩い氾濫の多い河川であり、古くから浸水被害が記録されている。近年は、河川改修等が進み堤防決壊は起きていないが、記録的な豪雨による支川の氾濫が生じている。

| 西暦 | 年号 | 概要 |
|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1912年 | 大正元年 | 9月 台風。 大東川2箇所が決壊し、家屋流失15戸、行方不明者あり混乱を極める。 また、宇多津町沖で石炭船が沈没し7名が行方不明となる。 |
| 1918年 | 大正7年 | 9月 台風。 宇多津町方面は、法勲寺・坂本よりの濁水と、栗熊・富熊両村のため池決壊による大東川に流入した水勢激甚にして、新町橋は一瞬に墜落、新町・浦町・田町・大門・聖通寺において軒に達する浸水家屋300戸。濁水は更に大東塩田を襲い、製塩20万斤を流失した。 |
| 1987年 | 昭和62年 | 10月 台風19号。 宇多津町 浸水被害：家屋558戸、農地143ha |
| 1990年 | 平成2年 | 9月 台風19号。 宇多津町 浸水被害：家屋61戸、農地130ha |
| 1998年 | 平成10年 | 9月 台風7号。 宇多津町 浸水被害：家屋90戸、農地5.3ha |
| 2004年 | 平成16年 | 8月 台風16号。 一年を通じて最も潮位の高い大潮時期の満潮と、台風接近とが重なり、台風の接近、通過に伴う吸い上げ効果と台風による南から南西の暴風による吹き寄せ効果が加わり、高松港では観測以来最も高いTP上246cmを観測するなど、過去に類の無い高潮が発生し、甚大な浸水の被害があった。災害救助法が適用される。 県下で死者3名、軽傷6名、全壊1棟、半壊9棟、一部損壊277棟、床上浸水5,946棟、床下浸水15,643棟の被害が生じた。 宇多津町では、高潮により床上浸水12棟、床下浸水24棟の被害があった。 |
| 2004年 | 平成16年 | 10月 台風23号。 台風と前線の影響による18日から20日にかけての総雨量は四国や大分県で500mmを越えるなど広い範囲で大雨となる。 香川県でも特に県東部の山間部では1時間に80mmを越える猛烈な雨となり、土砂崩れや河川の氾濫等による大きな被害となった。県下で死者11名、重傷1名、軽傷29名、全壊50棟、半壊52棟、一部損壊317棟、床上浸水4,119棟、床下浸水12,390の被害が生じた。 宇多津町では、土砂崩れ・河川の氾濫等により、全壊1棟、半壊1棟、一部損壊1棟、床上浸水4棟、床下浸水40棟の被害があった。 |
| 2008年 | 平成20年 | 8月 大雨。 宇多津町 床下浸水54棟 |
| 2010年 | 平成22年 | 6月 大雨。 宇多津町 床下浸水8棟 |
| 2012年 | 平成24年 | 4月 暴風。 宇多津町 軽傷1名、一部損壊1棟 |
| 2016年 | 平成28年 | 9月 台風13号。 宇多津町 床下浸水41棟 |

参照：新宇多津町誌、過去における主な風水害等一覧（香川県）より

第4章 リスクシナリオの設定

③ 被害想定

建物被害（前回）（冬18時） （単位：等）

| 建物棟数 | 揺れ | 液状化 | 津波 | 急傾斜地崩壊 | 地震火災 | 合計 |
|-------|-----|-----|----|--------|------|-----|
| 5,732 | 180 | 60 | 10 | * | * | 260 |

人的被害（死者数）（冬深夜） （単位：人）

| 人口 | 建物 倒壊 | うち屋内収容物 移動・転倒、屋 内落下物 | 津波 | 急傾斜 地崩壊 | 火災 | ブロック塀 等 | 合計 |
|----|----------|----------------------------|----|------------|----|------------|----|
| | | | | | | | |

人的被害（負傷者数）（冬深夜） （単位：人）

| 人口 | 建物 倒壊 | うち屋内収容物 移動・転倒、屋 内落下物 | 津波 | 急傾斜 地崩壊 | 火災 | ブロック塀 等 | 合計 |
|----|----------|----------------------------|----|------------|----|------------|----|
| | | | | | | | |

*：若干数 ※四捨五入の関係で合計があわない場合がある

人的被害（自力脱出困難者）（要救助者） （単位：人）

| 揺れに伴う自力脱出困難者 | 津波による要救助者 |
|--------------|-----------|
| 70 | 10 |

避難者数の推移（冬深夜） （単位：人）

| 当日・1日後 | | | 1週間後 | | | 1ヵ月後 | | |
|--------|------------|-------------|-------|------------|-------------|-------|------------|-------------|
| 全避難者 | 避難所 避難者 | 避難所外 避難者 | 全避難者 | 避難所 避難者 | 避難所外 避難者 | 全避難者 | 避難所 避難者 | 避難所外 避難者 |
| 3,800 | 2,300 | 1,500 | 2,500 | 1,800 | 740 | 5,300 | 1,600 | 3,700 |

ライフライン被害（発災直後）

| 上水道 | | 下水道 | | 電力 | |
|---------|-----|---------|-----|---------|------|
| 断水人口（人） | 断水率 | 支障人口（人） | 支障率 | 停電軒数（軒） | 停電率 |
| 15,000 | 79% | 6,200 | 36% | 12,000 | 100% |

ライフライン被害（発災直後）

| 通信（固定・携帯電話） | | | 都市ガス | |
|-------------|-------|--------|-----------|-------|
| 不通回線数（回線） | 不通回線率 | 停波基地局率 | 供給停止戸数（戸） | 供給停止率 |
| 1,800 | 60% | 50% | 2,800 | 68% |

交通施設被害（発災直後）

| 道路（緊急輸送） | 鉄道 | 港湾 |
|----------|----------|----------|
| 被害箇所（箇所） | 被害箇所（箇所） | 被害箇所（箇所） |
| 10 | 20 | — |

災害廃棄物

| 災害廃棄物（トン） | 津波堆積物（トン） |
|-----------|-----------------|
| 33,000 | 36,000 ～ 57,000 |

その他の被害

| エレベーターの停止（棟数） |
|---------------|
| 50 |

参照：香川県地震・津波被害想定（第二次公表）より（平成25年8月）

(イ) 風水害等に対する懸念

近年、時間雨量 50 mm を超える短時間強雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨が発生し、全国各地で災害が発生している。このような背景から、平成 27 年に水防法の一部が改正され、新たに想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定などが義務付けられ、土器川、大東川等における洪水浸水想定区域が公表されている。

また、本町は、大東川の支川の鴨田川の氾濫、土砂災害警戒区域等の危険箇所等の災害リスクを有しており、その対策が求められている。

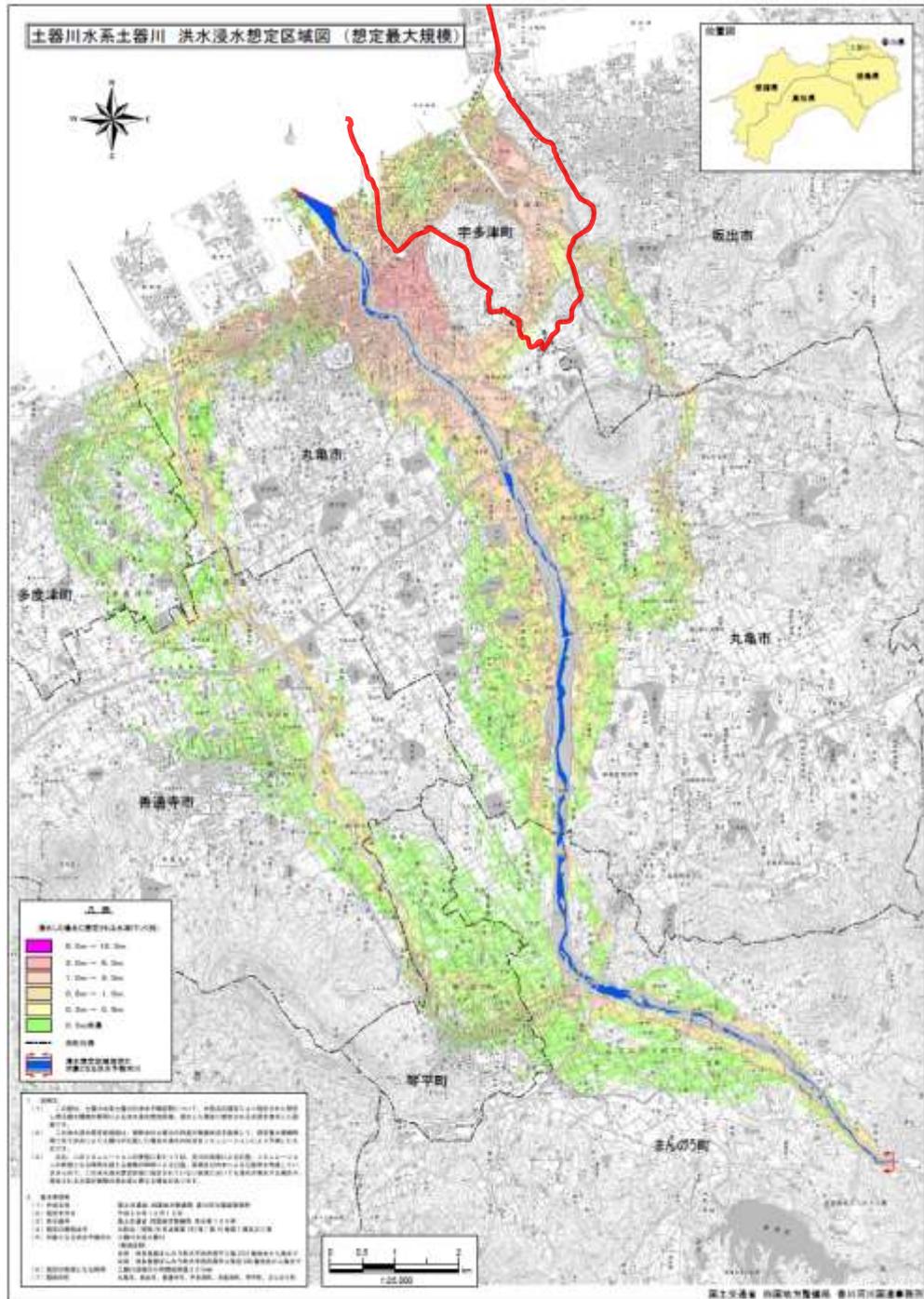


図 土器川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）

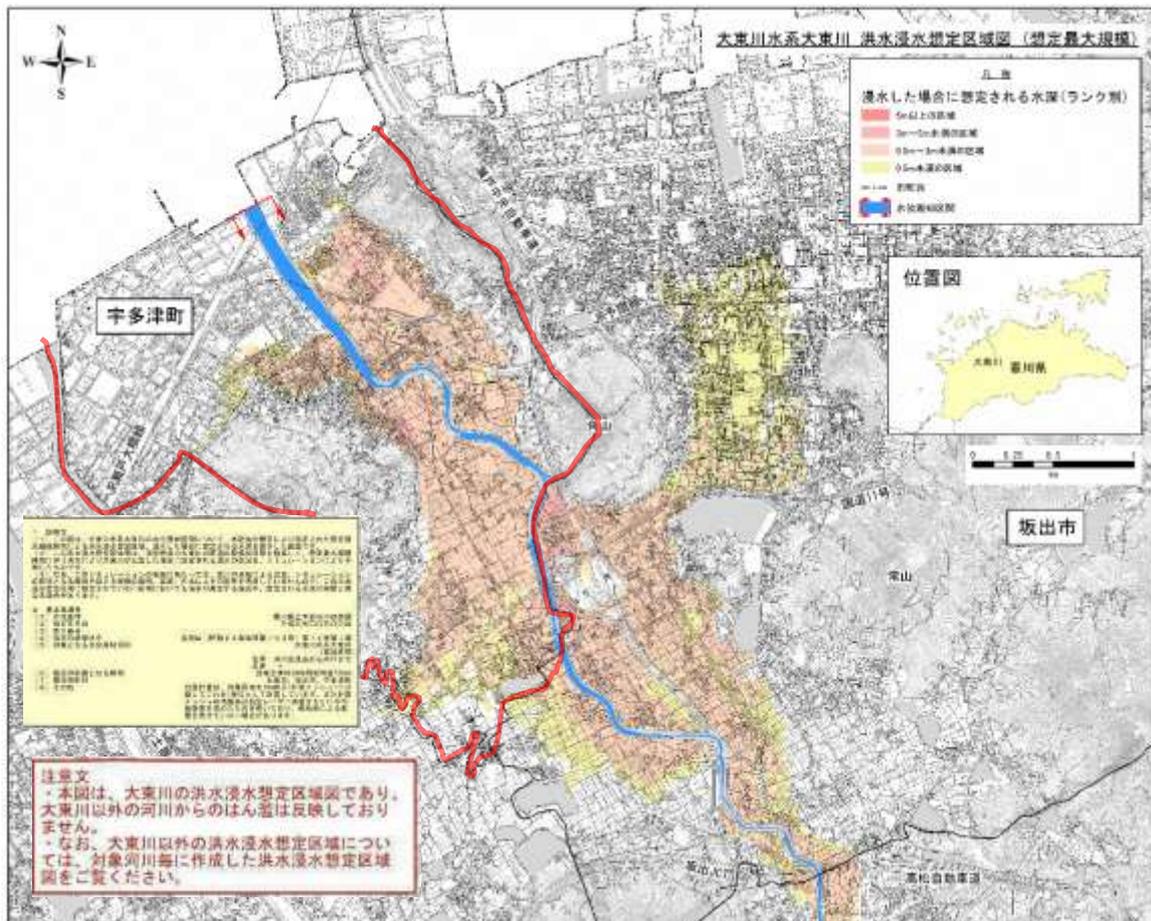


図 大東川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）

（ウ）古い街並みにおける災害の脆弱性

本町の古街地区は、寺社仏閣や伝統的な町家、商店が建ち並ぶ風情ある街並みを残した地区である。この地区は、平成23年に宇多津町景観計画において景観形成重点区域に指定しており、現在も街並みの連続性、調和に努めている。町においても、みちの整備や古い町家を改修した施設の整備を図っており、その景観は本町の貴重な地域資源となっている。

一方、古街の街並みをはじめ、本町には、昭和56年以前の耐震基準で建設された住宅が密集した地域が見られ、地震による揺れや火災等のリスクに脆弱な街並みを有しており、住民や来訪者にとって安全・安心に過ごせる街並みを形成することが求められている。



宇多津町の伝統的な街並み（古街エリア）

(3) 想定する大規模自然災害等の特定

本計画で対象とする災害（想定するリスク）は、香川県国土強靱化地域計画において特に重大なリスクと想定されている、南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波、大規模な風水害に加えて、木造住宅の密集地における大規模火災の3点を、本町の直面する重大なリスクと設定した。

| 災害の種類 | | 想定する規模等 | 本町の災害特性 |
|-------------|------|-------------------------------------|---------------------------|
| 南海トラフ地震 | | 香川県の被害想定に基づく南海トラフを震源とする最大クラスの地震動・津波 | 町全域における家屋等の倒壊、津波による浸水等 |
| 台風・前線による豪雨等 | 風水害 | 想定し得る最大規模の降雨や大型台風等による風水害 | 土器川、大束川、鴨田川の氾濫、高潮等による浸水 |
| | 土砂災害 | 記録的な大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害 | 土砂災害(特別)警戒区域、土砂災害危険箇所での崩壊 |
| 大規模火災 | | 糸魚川市大規模火災のような、住宅等の密集地での強風等による大火 | 木造住宅の密集地における大火 |

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

大規模自然災害に対して、8つの「事前に備えるべき目標」を脅かす「起きてはならない最悪の事態」について設定する。ここでは、香川県国土強靱化地域計画を参考に、以下の35の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| I 住民生命の保護が最大限図られること | ① 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| | | 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 |
| | | 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 |
| | | 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-6 エレベーター停止による閉じ込め等で多数の死傷者の発生 |
| | | 1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| II 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること | ② 大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 |
| | | 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 |
| | | 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 |
| | | 2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺 |
| | | 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| ③ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 | |
| | 3-2 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | |
| III 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 | ④ 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |
| | | 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| | ⑤ 大規模自然災害等の発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない | 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 |
| | | 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 |
| IV 迅速な復旧・復興 | ⑥ 大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| | | 5-4 食料等の安定供給の停滞 |
| | | 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止 |
| | | 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | | 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない | 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| | | 6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態 |
| | | 7-1 市街地での大規模火災の発生 |
| | | 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 |
| | ⑧ 大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | | |
| 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | |
| 8-2 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | |
| 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | |
| 8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | |
| 8-5 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れにより、人口や企業が流出する事態 | | |

3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないために必要な多数の施策を、香川県国土強靱化地域計画において設定された施策分野を参考に、以下のとおり11の「個別施策分野」及び3の「横断的分野」を設定した。

| 個別施策分野 |
|--------------|
| ①行政機能／警察・消防等 |
| ②住宅・都市 |
| ③保健医療・福祉 |
| ④エネルギー |
| ⑤情報通信 |
| ⑥産業 |
| ⑦交通・物流 |
| ⑧農林水産 |
| ⑨地域保全 |
| ⑩環境 |
| ⑪土地利用 |

| 横断的分野 |
|-----------|
| ①地域防災力の強化 |
| ②老朽化対策 |
| ③広域連携 |

第5章

脆弱性評価結果

1 脆弱性の評価の考え方

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本町における脆弱性の分析・評価を実施した。

具体的には、35 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価として整理した。次に施策分野についても同様の分析評価を行った。

2 脆弱性評価結果

(1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標①

大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

㊦ (住宅・建築物等の耐震化)

○住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。

㊧ (公共施設等の耐震化)

○発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

㊨ (家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)

○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策について取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある。

㊩ (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化)

○大規模地震が発生した場合、港湾・鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

㊪ (火災に強いまちづくりの推進)

○避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。

○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。

㊦ (防火対策の推進)

○大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

㊧ (地域防災力・企業防災力の向上)

○自衛消防組織の強化を図り、地域防災力や企業防災力を向上させるため、自主防災会等による防災訓練・初期消火訓練や、企業における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる必要がある。

㊨ (応急救護所の機能充実等)

○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する必要がある。また、自主防災組織等と連携した応急救護所開設訓練を実施する必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

㊦ (不特定多数の人が利用する建築物の耐震化)

○大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

㊩ (防火対策の推進)[再掲1-1-㊦]

○大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

㊨ (社会福祉施設の耐震化)

○昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

㊦ (津波避難対策の推進)

○津波が発生した場合に、住民が的確な避難行動が取れるよう、津波ハザードマップの作成や警戒避難体制の構築などのソフト対策を進める必要がある。

○臨海公園周辺は、周辺の地理に不案内なレジャー客が多く訪れることから、迅速的確な避難誘導體制を検討する必要がある。

○津波災害が生じるおそれがある地域については、津波避難ビル(施設)の指定・確保を推進する必要がある。

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報に備えて、住民に周知啓発を図るなど適切な防災体制を確立する必要がある。

㊩ (河川堤防・海岸堤防の耐震化の推進)

○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する必要がある。

○河川の河口部や海岸にある水閘門等が地震後も操作が可能となるよう、耐震補強等を推進する必要がある。また、地震後の地域の排水機能を確保するため、雨水ポンプ場等の耐震対策を推進する必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

㊦ (河川改修等の治水対策の推進)

○近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道（雨水）の整備推進を図る必要がある。

㊧ (ハザードマップの作成・周知啓発)

○最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う必要がある。

○防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する必要がある。また、重要水防箇所等の合同巡視を水防団等のほか、地域住民と実施する必要がある。

㊨ (避難所・避難場所の検討)

○大規模な津波や洪水により町内の広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、災害種別ごとに適切な避難所・緊急避難場所を確保する必要がある。また、近隣の市町との連携・協力の下、広域避難について検討を進める必要がある。

1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生

㊦ (土砂災害対策の推進)

○広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に推進する必要がある。

○土砂災害（特別）警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う必要がある。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、住民の防災意識向上策を推進する必要がある。

㊧ (農業用ため池の安全性向上)

○周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。

○豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある防災重点ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進め、住民の避難体制を確立する必要がある。

1-6 エレベーター停止による閉じ込め等で多数の死傷者の発生

㊦ (エレベーター停止による閉じ込めの解消対策)

○大規模地震や台風等による停電により、エレベーターが緊急停止しても、中にいる人が長時間閉じ込められる事態とならないよう対策を図る必要がある。

㊧ (非常用電源設備の確保)

○大規模に停電した場合にも、マンション等の高層の建物では、エレベーターを稼働させるための必要最低限の電源を確保することが必要である。

1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

㉞ (住民への確実な情報の伝達)

○住民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、同報系防災無線、防災メール、エリアメール、防災ラジオ、ホームページ、SNS等に加え、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する必要がある。

㉟ (情報収集手段の多様化と一元的集約)

○災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する必要がある。

㊱ (避難体制の整備)

○関係機関と連携した住民避難訓練や救出救助訓練等の災害警備訓練を実施するとともに、円滑な避難誘導体制等を整備する必要がある。また、装備資機材等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。

○避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、避難行動要支援者個別計画の策定を推進する必要がある。

○要配慮者や外国人観光客に対する迅速な情報伝達や避難誘導の体制を確立するとともに、ホテル・旅館、観光地などの観光関連施設における防災対策が必要である。また、各種自然災害に備え、関係機関が連携した防災・避難訓練を実施する必要がある。

目標②

大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

㉞ (物資輸送ルートの確保)

○大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

○道路等の寸断に備え、複数の輸送による代替経路（複数輸送ルート及び代替機能）を確保する必要がある。

㉟ (水道施設の耐震化)

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

㊱ (応急給水体制の確立)

○災害時において、効率的かつ状況に応じた臨機応変な応急給水活動を実施できるよう、具体的活動方法などを確立する必要がある。

㊲ (備蓄の推進)

○避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、本町の備蓄計画

に基づき、公的備蓄を維持・充実する必要がある。また、備蓄場所は広域かつ大規模な災害に備え、分散化を図る必要がある。

○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。

㊦（物資輸送体制の強化）

○地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本町と物流事業者が連携して、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う必要がある。

㊧（物資調達・受援体制の構築）

○産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。

㊨（大規模災害時の広域連携の推進）

○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。

2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

㊦（災害対策の体制・資機材の強化）

○消防団屯所について、町公共施設等総合管理計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、時代に合わせた機能強化を引き続き進める必要がある。また、機能の不足（敷地狭小、老朽化など）のある施設は、計画的に移転・建替を実施する必要がある。

○自衛隊、警察、消防、海保等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。

㊧（消防団の災害対応力の強化）

○地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・屯所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

㊦（災害時における燃料の確保）

○町役場、消防団屯所や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う必要がある。

㊧（災害時における電力の確保）

○町役場や消防団屯所等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の強化を進める必要がある。

㊨（応急救護病院の施設・設備の耐震化、非常用電源設備の整備）

○医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

㊦ (一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄)

○帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺

㊦ (医療救護活動の体制整備)

○救護病院である宇多津病院においては、大規模災害発生時には、坂出市医師会の定める医療計画により、町内の医院等の医師・看護師が参集し、医療救護活動を行う体制を整備する必要がある。

㊧ (DMATの受入体制整備)

○医療救護班において、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、町外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

㊨ (EMISの活用)

○救護病院、医療救護所において、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

㊦ (感染症の発生・まん延防止)

○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

㊧ (下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成)

○大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

㊨ (避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進)

○避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

○避難所運営にあたり、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底して行う必要がある。

㊩ (災害時保健活動及び外部保健・医療チーム受入体制の整備)

○被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備する必要がある。

目標③

大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

㊦ (地域における安全活動の強化)

○大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、公共の安全と秩序の維持を図るため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する必要がある。

㊧ (警察署等の耐震化の促進)

○警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進する必要がある。

㊨ (交通安全施設等の整備)

○大規模地震等により信号機の機能が失われた場合、交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。

3-2 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

㊦ (公共施設等の耐震化)[再掲1-1-㊦]

○発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

㊧ (電力供給遮断時の電力確保)

○電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入を検討する必要がある。

㊨ (BCPの見直し等)

○業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

㊩ (受援計画の作成)

○BCPの見直しの結果、業務継続するための職員が不足する場合は、速やかに受援計画を作成し災害対応の人員確保を図る必要がある。

目標④

大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

㊦ (情報通信機能の耐災害性の強化等)

○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を住民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

㊦ (情報伝達手段の多様化等)

○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対し的確な情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）やJアラート（全国瞬時警報システム）等の充実を図るとともに、防災ラジオ、緊急速報メールや防災メール、防災アプリ、本町SNS等の普及を促進する必要がある。

㊧ (住民への災害情報提供)

○住民への災害情報提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。また、町内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

目標⑤

大規模自然災害等の発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの分断等による企業の生産力低下

㊦ (企業等における防災対策の促進)

○平常時から企業所等での防災対策や企業の事業継続計画（BCP）の策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する必要がある。特に、セミナーや研修講座、補助制度を商工会や金融機関等と連携して更なるPRを行い、BCP策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す必要がある。

○一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えた農業者のBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める必要がある。

㊧ (企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等)

○災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本町の企業の取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

㊦ (物資輸送ルートの確保)[再掲2-1-㊦]

○大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

○道路等の寸断に備え、複数の輸送による代替経路（複数輸送ルート及び代替機能）を確保する必要がある。

㊧ (燃料供給のバックアップ体制強化)

○被災後は、燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など、燃料供給のバックアップ体制の強化を図る必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

㊦（自衛消防力の充実強化）

○防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める必要がある。

㊧（有害物質等の流出防止対策）

○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

㊦（備蓄物資の供給体制等の強化）

○町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

㊧（緊急物資の輸送体制の構築）

○大規模自然災害等の発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

目標⑥

大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

㊦（電力・ガス等供給の災害対応力強化）

○電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す必要がある。

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを促進する必要がある。

○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。

㊧（石油燃料の確保）

○発災時に燃料不足状態に陥り応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。

㊨（エネルギー供給源の多様化）

○エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

㊦ (水道施設の耐震化)[再掲2-1-㉠]

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

㉠ (応急給水及び上水道復旧体制等の強化)

○町外からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び資機材の確保のため、関係事業者等との協力と内部体制の整備を行う必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

㊦ (下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成)[再掲2-6-㉠]

○大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画(下水道BCP)を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

㉠ (下水処理施設の耐災害性の強化)

○津波浸水想定エリア内の下水処理施設については、施設の重要度に応じ、機器の保護を目的とした津波対策を推進する必要がある。

○発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路や防災拠点等結ばれている重要性の高い管路について耐震補強を行うとともに、下水道施設の老朽化対策を進める必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

㊦ (物資輸送ルートの確保)[再掲2-1-㉡]

○大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

○道路等の寸断に備え、複数の輸送による代替経路(複数輸送ルート及び代替機能)を確保する必要がある。

㉠ (交通機関の利用者対策)

○発災後は、周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

㊦ (避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

○避難者の安全で健康的な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策、エアコン設置及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する必要がある。

①（避難所運営体制の整備）

○円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる必要がある。また、自治会や自主防災会等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む必要がある。

②（避難所間での格差の防止等）

○避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策を検討し、他地域で災害が発生した時には、それを参考に本町のBCPやマニュアル等の見直しを行う必要がある。
○大規模災害時に想定される指定避難所以外への避難者に対しても、必要な食料や飲料水、生活物資を供給できるよう、適切な場所への分散備蓄について検討する必要がある。

③（避難所備蓄品及び救助用資機材の確保）

○避難所の備蓄品及び救助用資機材は、適正な保管状態で備えるとともに、物品等を災害から守るための対策を講じる必要がある。また、災害時にすぐ使用できるよう、避難所要員、施設管理者、地域で資機材の取扱方法等の共有を進める必要がある。

④（要配慮者等への支援体制の整備）

○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。
○要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する必要がある。

目標⑦

制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

⑦（消火・救助活動能力の強化）

○市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。また、医療機関での円滑な救急患者受入体制を整備するため、消防との連携したマニュアルを整備し、訓練を行うなど、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。
○大規模災害時に坂出消防の救急車が対応できないことが想定されることから、患者の搬送手段を確保する必要がある。

①（火災に強いまちづくりの推進）[再掲1-1-④]

○避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。
○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。

②（防火対策の推進）[再掲1-1-⑤]

○大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を

図る必要がある。

㊦（文化財の防火対策）

○文化財所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練等を実施する必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

㊦（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）[再掲1-1-㊦]

○大規模地震が発生した場合、港湾・鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

㊦（ため池の防災対策）

○ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する必要がある。あわせて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と管理体制の強化を啓発する必要がある。

㊦（排水施設の老朽化対策）

○下水道施設や排水施設については、老朽化等により破損が発生した場合、道路陥没等により、住民の生活に支障をきたすおそれがあり、老朽化した施設の改築、更新等の長寿命化及び機能健全化を行う必要がある。

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

㊦（農地・農業用施設の保全管理）

○農地の管理放棄等による農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援する必要がある。

㊦（土砂災害防止施設等の整備点検）

○砂防ダム等土砂災害防止施設の施設点検による機能維持が必要である。

目標⑧

大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

㊦（災害廃棄物処理計画の実効性の向上）

○建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施するなど、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

①（仮置場の確保）

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするための仮置場を確保する必要がある。

②（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

8-2 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態

③（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

○地震、浸水、土砂災害等の災害時において、道路啓開や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体と応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

④（災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築）

○災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める必要がある。

○本町と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。

○災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を行う必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

⑤（地域防災力の強化）

○地域ごとに意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する必要がある。

⑥（日頃の様々な活動を通じたコミュニティ醸成）

○助け合いの仕組みづくりが円滑に進むよう、日頃の様々な活動を通じたコミュニティ醸成を図る必要がある。

⑦（警察機能の維持対策の推進）

○警察機能の不全に備えて、平素からの町内の交番機能に加えて、災害時にも警察機能の体制を確保するよう働きかける必要がある。

8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態**㊦ (地理空間情報の整備)**

○平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。

㊧ (湛水排除対策の推進)

○河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備しておく必要がある。

㊨ (地籍調査の推進)

○被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要がある。

8-5 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れにより、人口や企業が流出する事態**㊦ (罹災証明書の迅速な発行)**

○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から被災者支援システムを活用するとともに、従事者全員を対象とするシステム操作研修や住家の被害認定調査業務実務研修の実施に取り組む必要がある。

㊧ (早急な住宅確保に向けた取組)

○応急仮設住宅建設マニュアルの整備及び建設候補地の台帳の更新を行う必要がある。また、県のマニュアル作成に合わせ、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制の整備を行う必要がある。

(2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(ア)個別施策分野

① 行政機能／警察・消防等

■行政機能

㊦ (町役場の業務継続力の強化)

- 本町業務継続計画（BCP）や災害対策本部各部班行動マニュアル等について、実効性の確保のための訓練や検証を実施するとともに、不断の見直しを行う必要がある。
- 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制の強化を推進する必要がある。
- 本町の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する必要がある。
- 他地域で災害が発生した場合は、それを参考に本町のBCPやマニュアル等の見直しを行う必要がある。

㊧ (防災拠点施設の機能強化)

- 災害対策本部を設置する町役場本館の非常用発電機は、1.5mかさ上げし、連続稼働時間を72時間まで確保したが、引き続き、町役場、消防団屯所、避難所等の防災拠点施設の地震対策、水害対策、電源対策等を進める必要がある。
- 大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う必要がある。

㊨ (早急な生活再建に向けた体制整備)

- 被災者の住居確保等が遅延することで、生活の再建に遅れが生じないよう、罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から住家の被害認定調査業務の実務研修や被災者支援システム操作研修の実施に取り組む必要がある。
- 応急仮設住宅を迅速に建設するためのマニュアル整備及び建設候補地の台帳の更新、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制を整備する必要がある。

■警察／消防等

㊦ (警察・消防施設の強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、情報通信施設等において、その機能が十分発揮されるよう、整備や地震対策等を推進する必要がある。

㊧ (災害対応装備資機材等の充実)

- 災害対応のための車両、装備資機材等の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を図る必要がある。

㊨ (消防団の災害対応力の強化等)

- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実を進めるとともに、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。

㊩ (治安維持のための体制確保)

- 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。

② 住宅・都市

㉞ (耐震化の促進)

- 既存建築物の耐震化促進を図るため、平成20年度から住宅を中心とした耐震化支援施策に取り組んでおり、「宇多津町耐震改修促進計画」に基づき住宅の耐震化を推進しているが、今後も支援策を継続するとともに、建物所有者に対する啓発を強化する必要がある。
- 特定既存耐震不適格建築物(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する必要がある。また、吊り天井、外装材、ブロック塀等非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。
- 特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の耐震化を促進する必要がある。
- 沿線・沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く、耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。

㉟ (津波避難対策の推進)

- 津波災害が生じるおそれがある地域については、津波避難ビル(施設)・避難場所や避難経路の確保を推進する必要がある。また、臨海公園では、周辺の地理に不案内なレジャー客が訪れることから、迅速・的確な避難・誘導體制を検討する必要がある。

㊱ (家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)

- 広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた、家具等の転倒防止対策の啓発について、補助制度も活用しながら取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある。

㊲ (火災に強いまちづくりの推進)

- 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。
- 旧町地区を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、老朽放置空家対策を推進する必要がある。

㊳ (水道施設の老朽化対策等の推進)

- 安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を推進する必要がある。

㊴ (下水道施設の耐震化等の推進)

- 地震対策として下水処理施設の耐震調査を行い、耐震性能の把握と設備の耐震化を推進するとともに、津波浸水想定エリア内の施設については、施設の重要度に応じて、機器の保護を目的とした津波対策を推進する必要がある。

㊵ (エレベーターの安全対策の推進)

- マンション等の高層の建物が多い本町で、大規模災害時にエレベーター内に長時間閉じ込められないように、対策を推進する必要がある。

③ 保健医療・福祉

㊦ (救護病院の機能維持)

- 災害時における対応の強化を図るため、DMATの受援体制を整備し、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、実践的な災害対応訓練を実施する必要がある。
- 宇多津病院は、救護病院としての機能を強化するため、受水槽や高架水槽の耐震補強、雨水浄化設備及び非常用発電設備の設置をしているが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化や浸水対策などを推進する必要がある。

㊧ (応急救護所の機能充実等)

- 災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する必要がある。また、自主防災会等と連携した応急救護所開設訓練を実施する必要がある。

㊨ (感染症等への対応強化)

- 災害時には感染症のまん延（大規模発生）防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、感染症まん延防止対策を熟知した職員を育成する必要がある。
- 大規模災害時における疫病、感染症等の医療機関と本町との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する必要がある。

㊩ (医師会等関係機関との連携強化)

- 災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する必要がある。

㊪ (災害時保健活動の確保)

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制を整備するとともに、災害時健康危機管理支援チーム（外部保健・医療チーム）の受援体制を構築する必要がある。

㊫ (要配慮者等への支援体制の整備)

- 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。
- 要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定等を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する必要がある。

㊬ (社会福祉施設の耐震化)

- 昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる必要がある。

④ エネルギー

㊦ (エネルギーの確保対策の促進)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など燃料供給のバックアップ体制の強化を図る必要がある。また、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。

㊧ (民間事業者との連携による燃料の確保)

- 本町ではエルピーガス等の調達に関する協定を宇多津町エルピーガス販売業組合と締結しているが、発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、

石油、ガス等の燃料確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

㊦ (エネルギー供給源の多様化)

○エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

㊧ (ガス管の耐震性向上)

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを推進する必要がある。

⑤ 情報通信

㊦ (情報収集手段の多様化と一元的集約)

○災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する必要がある。

○デジタル防災行政無線システムの構築によりWEBカメラによる情報収集を検討する必要がある。

㊧ (住民への確実な情報の伝達等)

○住民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、防災行政無線による伝達をはじめとして、Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）、防災ラジオ、防災メール、緊急速報メール、防災アプリ、本町ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、情報通信基盤整備を推進する必要がある。

㊨ (情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を住民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

○固定電話や携帯電話は、震度6弱以上の多くの地域や津波浸水地域で屋外施設や家屋の被災、通信設備の破損等により、利用が困難となることが想定されるため、民間事業者の回線が停止した場合にも災害対応が行えるよう、公共施設等を中心とした対災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。

⑥ 産業

㊦ (企業等の業務継続力の強化)

○企業等の被災による経済活動の停止や雇用喪失・収入途絶による生活支障が生じることを防ぐため、平常時から企業等における防災対策やBCPの策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する必要がある。

㊧ (自衛消防隊の災害対応力強化)

○防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める必要がある。

⑥ (有害物質等の流出防止対策等の促進)

○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。

⑦ 交通・物流

㊦ (基幹的交通ネットワークの機能停止対策の検討等)

○大規模災害時において、基幹的交通ネットワークを機能停止に陥らせないように、津波・洪水・高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクに対する対策を検討する必要がある。また、発災後の道路啓開、交通ネットワークの復旧に向けた取組等についても検討する必要がある。

㊧ (緊急物資等供給ルートの確保)

○地震による住民生活への影響を最小限に止めるため、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート及び防災拠点等への燃料供給ルートを確実に確保する必要がある。

㊨ (公共交通機関の安全確保・利便性の向上)

○発災後は、周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、利用者が円滑に避難・帰宅できなくなる可能性があるため、迅速な輸送経路確保に向けて、関係機関の連携等により、情報収集・共有、情報提供など体制整備を図る必要がある。

⑧ 農林水産

㊦ (農地の適切な保安全管理)

○大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能(洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等)を確保する必要がある。
○農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保安全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。

㊧ (農業用ため池・排水機場等の地震対策の推進)

○大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場についても、耐震対策を推進する必要がある。

㊨ (ため池ハザードマップの作成)

○ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する必要がある。

⑨ 地域保全

㊦ (堤防の耐震化等の推進)

○地震及び津波による河川・海岸堤防が損壊した場合の浸水を防ぐため、海岸堤防・河川堤防などの耐震強化を推進する必要がある。

① (土砂災害対策の推進)

- 県が行う土砂災害防止施設整備などのハード対策と土砂災害警戒区域の指定などのソフト対策、町が行う付近住民への危険性や避難の重要性の周知など、県と町が連携して対策を実施する必要がある。
- 大規模な地震や風水害が発生した際に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するためそれらの施設の安全性を向上させる必要がある。

㊦ (浸水災害対策)

- 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤の整備・機能強化等の対策等を進める必要がある。
- 水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の推進にあわせ、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。
- 地震に伴い広域的な地盤沈降が発生し、津波等の浸水が引かない状態が発生する可能性があるため、地震・津波・洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進する必要がある。

⑩ 環境**㊦ (災害廃棄物処理計画の推進)**

- 平成28年度に策定した宇多津町災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を定めた。今後、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討する必要がある。

① (有害物質の漏えい対策等の推進)

- 有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、石綿飛散防止、PCB廃棄物の適正処理等の対策を推進する必要がある。
- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める必要がある。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知を行う必要がある。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。

㊦ (廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

- 地震動・液状化・津波・がけ崩れ・火災等の災害が発生した場合に生じる、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの候補地を選定するとともに、町外の民間廃棄物処理業者との協定により、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。

⑪ 土地利用**㊦ (地籍整備の推進)**

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

(イ)横断的分野

① 地域防災力の強化

㊦ (地域防災力・企業防災力の強化)

- 地震・津波から身を守るため、耐震対策、家具類等の転倒防止対策、避難の重要性について周知・啓発を推進する必要がある。
- 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。
- 防災訓練等による地域防災力や企業防災力の向上を図る必要がある。また、住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で、防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する必要がある。

㊧ (人材の育成)

- 地域における防災活動の中心となる防災リーダーの養成を推進する必要がある。
- 児童・学校・自治会等が連携した地域における防災活動を推進する必要がある。
- 災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座などの取組を行うとともに、総合防災訓練の実施により災害ボランティアコーディネーターの質の向上に努める必要がある。
- 本町と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。
- 災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を行う必要がある。
- 避難所要員の研修を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる必要がある。また、BCPや各種マニュアル等を見直す必要がある。

㊨ (効果的な教育・啓発等の推進)

- ハザードマップの作成や防災講話等による南海トラフ地震被害予測や各種ハザードマップの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。
- 行政と自治会や自主防災会等との協力・連携体制の構築、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるように意識啓発を行う必要がある。また、避難所開設に備え、避難所要員と自主防災会等で避難所資機材の取扱方法等について共有を進める必要がある。
- 防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する必要がある。また、重要水防箇所等の合同巡視を水防団等のほか、地域住民と実施する必要がある。

㊩ (避難所間での格差防止)

- 避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策について検討する必要がある。

② 老朽化対策

㊦ (道路施設の老朽化対策)

- 橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する必要がある。

① (管路の老朽化対策)

○南海トラフ地震等の災害時における水道の供給体制を確立するため、老朽管の更新を計画的に推進する必要がある。また、下水道管路施設についても、重要管路を優先して老朽化対策を推進する必要がある。

㊦ (農業用ため池の老朽化対策等)

○周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。

○地震発生後の地域の排水機能を確保するため、排水機場の耐震化を推進する必要がある。

㊧ (耐震性防火水槽の更新整備)

○震災時に有効な消防水利となる耐震性貯水槽を計画的に整備しているが、優先度の高い地域から計画的に整備しているが、老朽化の著しい防火水槽の維持管理、更新整備を行う必要がある。

㊨ (空き家対策)

○老朽化した空き家等は災害を拡大する可能性があるため、空き家対策が必要である。

③ 広域連携**㊦ (大規模災害時の広域連携の推進)**

○大規模災害の発生に伴う避難、救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。

○警察、消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。

㊧ (物資調達・供給体制の構築)

○避難所等の避難者へ速やかに物資が行き届くように、産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築する必要がある。

第6章

本計画の推進方針

1 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

第5章の脆弱性評価結果を踏まえて、リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な本町の主要な優先すべき推進方針及び、取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

目標①

大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

㊦ (住宅・建築物等の耐震化)

○住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。[町・地域・事業者]

㊧ (公共施設等の耐震化)

○発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する。[町]

㊨ (家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)

○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じ、啓発を行うなど家具等の転倒防止対策について取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。[町・地域・事業者]

㊩ (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化)

○大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。[町・地域・事業者]

㊪ (火災に強いまちづくりの推進)

○避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。[町]

○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、及び老朽放置空家対策を推進する。[町]

㊫ (防火対策の推進)

○大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。[町・地域・事業者]

㊬ (地域防災力・企業防災力の向上)

○自衛消防組織の強化を図り、地域防災力や企業防災力を向上させるため、自主防災会等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる。[町・地域・事業者]

⑦ (応急救護所の機能充実等)

○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する。また、自主防災組織等と連携した応急救護所開設訓練の実施をする。[町・地域]

(指標)

- ◆住宅の耐震化率 現状値：75.6% (H25) ⇒ 目標値：90% (R5)
- ◆公共施設等の耐震化率 現状値：100% (H30) (各地域のコミュニティ分館を除く)
- ◆学校施設等の耐震化率 現状値：100% (R1)
- ◆家具類の固定 現状値：補助事業活用 7世帯 (R1) ⇒ 目標値：200世帯 (R5)
- ◆津波防災訓練の実施 現状値：未実施 ⇒ 年1回実施 (R2)
- ◆応急救護所開設訓練の実施 現状値：未実施 ⇒ 年1回実施 (R2)

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

⑦ (不特定多数の人が利用する建築物の耐震化)

○不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する。[町・事業者]

① (防火対策の推進)[再掲1-1-④]

○住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。[町・地域・事業者]

⑨ (社会福祉施設の耐震化の促進)

○昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる。[町・事業者]

(指標)

- ◆特定既存耐震不適格建築物数 現状値：11棟 (R2) ⇒ 目標値：6棟 95% (R5)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

⑦ (津波避難対策の推進)

○津波が発生した場合に、住民が的確な避難行動が取れるよう、津波ハザードマップの作成や警戒避難体制の構築などのソフト対策を推進する。[町・地域]

○臨海公園周辺は、周辺の地理に不案内なレジャー客が多く訪れることから、迅速的な避難誘導體制を検討する。[町・地域・事業者]

○津波災害が生じるおそれがある地域については、津波避難ビル(施設)の指定・確保を推進する。[町・地域]

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報に備えて、住民に周知啓発を図るなど適切な防災体制を確立する。[町・地域]

① (河川堤防・海岸堤防の耐震化の推進)

○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。[国・県・町]

○河川の河口部や海岸にある水閘門等が地震後も操作が可能となるよう、耐震補強等を推進する。また、地震後の地域の排水機能を確保するため、雨水ポンプ場等の耐震対策を推進する。[国・県・町]

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆津波ハザードマップの作成・公表 現状値：実施済 (H26) ◆津波避難ビルの指定・公表 現状値：実施済 (2カ所) ◆河川堤防の整備 現状値：県管理 2河川 (H30) 大東川水系 整備率 62.3% ◆河川堤防等の耐震化 現状値：河川堤防 (整備率100%)、水門1カ所 ⇒ 目標：水門の耐震化 1カ所 ◆海岸堤防の耐震化 現状値：国所管 4カ所 整備率100% ◆雨水ポンプ場の耐震化 現状値：2箇所 実施済 100% (H29) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> |
| <p>㊦ (河川改修等の治水対策の推進)</p> <p>○大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道 (雨水) の整備推進を図る。[国・県・町]</p> <p>㊩ (ハザードマップの作成・周知啓発)</p> <p>○最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う。[町・地域]</p> <p>○防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する。また、重要水防箇所等の合同巡視を水防団等のほか、地域住民と実施する。[町・地域・事業者]</p> <p>㊧ (避難所・避難場所の検討)</p> <p>○大規模な津波や洪水により町内の広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、災害種別ごとに適切な避難所・緊急避難場所を確保する。また、近隣の市町との連携・協力の下、広域避難について検討を進める。[県・町]</p> |
| <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ (再掲) 河川堤防の整備 現状値：県管理 2河川 (H30) 大東川水系 整備率 62.3% ◆ (再掲) 雨水ポンプ場の耐震化 現状値：2箇所 実施済 100% (H29) ◆雨水貯留タンクの整備 現状値：1箇所 実施予定 (R2) ◆洪水ハザードマップの作成・公表 現状値：最大想定 of 浸水予測図で更新整備 (R2) |

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生</p> |
| <p>㊦ (土砂災害対策の推進)</p> <p>○広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に推進する。[県・町・地域]</p> <p>○土砂災害 (特別) 警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、住民の防災意識向上策を推進する。[町・地域]</p> |

①（農業用ため池の安全性向上）

- 周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する。[県・町]
- 豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある防災重点ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進め、住民の避難体制を確立する。[町・地域]

(指標)

- ◆土砂災害ハザードマップの作成・公表 現状値：実施済み (H26)
- ◆ため池ハザードマップの作成・公表 現状値：作成済 (R1) ⇒ 公表 (R2)
- ◆農業用ため池の耐震化等の整備 現状値：0箇所(R1) ⇒ 目標値：3箇所(R5)

1-6 エレベーター停止による閉じ込め等で多数の死傷者の発生

㊦（エレベーター停止による閉じ込めの解消対策）

- 大規模地震や台風等による停電により、エレベーターが緊急停止しても、中にいる人が長時間閉じ込められる事態とならないよう対策を図る。[町・地域・事業者]

①（非常用電源設備の確保）

- 大規模に停電した場合にも、マンション等の高層の建物では、エレベーターを稼働させるための必要最低限の電源を確保するよう対策を図る。[町・地域・事業者]

(指標)

- ◆エレベーター閉じ込め防止対策未対応のマンション数 現状：不明(R1) ⇒ 対象把握(R2)

1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

㊦（住民への確実な情報の伝達）

- 住民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、同報系防災無線、防災メール、エリアメール、防災ラジオ、ホームページ、SNS等に加え、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する。[県・町・事業者]

①（情報収集手段の多様化と一元的集約）

- 災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する。[県・町・事業者]

㊦（避難体制の整備）

- 関係機関と連携した住民避難訓練や救出救助訓練等の災害警備訓練を実施するとともに、円滑な避難誘導体制等を整備する。また、装備資機材等の更なる充実強化・整備を図る。[町・地域・事業者]
- 避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、避難行動要支援者個別計画の策定を推進する。[町・地域・事業者]

○要配慮者や外国人観光客に対する迅速な情報伝達や避難誘導の体制を確立するとともに、ホテル・旅館、観光地などの観光関連施設における防災対策を推進する。また、各種自然災害に備え、関係機関が連携した防災・避難訓練を実施する。[県・町・地域・事業者]

(指標)

- ◆同報系防災行政無線システムの整備 現状値：整備済 ⇒ 更新整備 (R2)
- ◆防災ラジオ普及率 現状値：14.8% (H30) ⇒ 目標値：18.0% (R5)

目標②

大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

㊦（物資輸送ルートの確保）

- 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。[国・県・町]
- 道路等の寸断に備え、複数の輸送による代替経路（複数輸送ルート及び代替機能）を確保する。

㊧（水道施設の耐震化）

- 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の老朽化対策と合わせ耐震化を推進する。[事業者]

㊨（応急給水体制の確立）

- 災害時において、効率的かつ状況に応じた臨機応変な応急給水活動を実施できるよう、具体的活動方法などを確立する。[町]

㊩（備蓄の推進）

- 避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、本町の備蓄計画に基づき、公的備蓄を維持・充実する。また、備蓄場所は、広域かつ大規模な災害に備え、分散化を図る。[町・地域・事業者]
- 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。[町・地域・事業者]

㊪（物資輸送体制の強化）

- 地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本町と物流事業者が連携して、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う。[町・事業者]

㊫（物資調達・受援体制の構築）

- 産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。[県・町・事業者]

㊦ (大規模災害時の広域連携の推進)

○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。[国・県・町・事業者]

(指標)

- ◆緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 県管理 現状値：6橋 (H30) 対策済 4橋 対策中 2橋
- ◆非常用食料備蓄目標達成率 現状値：100% (H30) ⇒ 目標値：100%維持
- ◆3日分以上の家庭内備蓄を備える世帯数 現状値：現状：不明(R1) ⇒ 対象把握(R2)

2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

㊦ (災害対策の体制・資機材の強化)

- 消防団屯所について、町公共施設等総合管理計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、時代に合わせた機能強化を引き続き進める。また、機能の不足（敷地狭小、老朽化など）のある施設は、計画的に移転・建替を実施する。[町]
- 自衛隊、警察、消防、海保等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する。[国・県]

㊧ (消防団の災害対応力の強化)

- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・屯所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。[町]

(指標)

- ◆消防団屯所の耐震化 現状値：50% (R1) ⇒ 目標値：75% (R5)
- ◆消防車両の更新 現状値：11台 92%済 (R1) ⇒ 目標値：12台 100% (R3)

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

㊦ (災害時における燃料の確保)

- 町役場、消防団屯所や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う。[町・事業者]

㊧ (災害時における電力の確保)

- 町役場や消防団屯所等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の強化を進める。[町]

㊨ (応急救護病院の施設・設備の耐震化、非常用電源設備の整備)

- 医療施設及び福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する。[関係機関]

(指標)

- ◆非常電源設備の整備、浸水対策の実施 現状値：3施設 (R1) ⇒ 目標値：5施設 (R5)
- ◆燃料供給事業者等との協定締結 現状値：1 (H25) ⇒ 目標値：3 (R5)

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

㊦ (一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄)

○帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。[町]

(指標)

- ◆(再掲) 非常用食料備蓄目標達成率 100% (H30) ⇒ 目標値：100%維持
- ◆帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保 現状値：0 (R1) ⇒ 目標値：2 (R5)

2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺

㊦ (医療救護活動の体制整備)

○救護病院である宇多津病院においては、大規模災害発生時には、坂出市医師会の定める医療計画により、町内の医院等の医師・看護師が参集し、医療救護活動を行う体制を整備する。[町・関係機関]

㊧ (DMATの受入体制整備)

○医療救護班において、災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるよう、町外から派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)の受入体制を整備する。[町・関係機関]

㊨ (EMISの活用)

○救護病院、医療救護所において、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム(EMIS)のさらなる活用を進める。[国・県・町・関係機関]

(指標)

- ◆医療救護関係者連絡会議等を通じた関係機関等との連携強化の推進 現状：会議なし(R1) 目標：町内3師会と町で連絡会を開催。情報交換や災害時の対応について協議する。(R2)
- ◆県や坂出市医師会と連携し、医療機関へのEMIS活用に係る情報提供 現状：県の訓練への参加。
- ◆(再掲) 応急救護所開設訓練の実施 現状値：未実施 目標：年1回実施 (R2)

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

㊦ (感染症の発生・まん延防止)

○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。[町・事業者]

㊧ (下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成)

○大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画(下水道BCP)を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。[町]

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>㊦ （避難所生活での感染症の流行等やエコノミッククラス症候群等の疾患への対策の推進）</p> <p>○避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミッククラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。[県・町・関係機関]</p> <p>○避難所運営にあたり、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底して行う。[町、地域]</p> <p>㊧ （災害時保健活動及び外部保健・医療支援チーム受入体制の整備）</p> <p>○被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備する。[県・町・関係機関]</p> |
| <p>(指標)</p> <p>◆下水道BCPの作成 現状：作成済み (H29)</p> <p>◆(再掲) 医療救護関係者連絡会議等を通じた関係機関等との連携強化の推進 現状：会議なし(R1) 目標：町内3師会と町で連絡会を開催。情報交換や災害時の対応について協議する。(R2)</p> |

目標③

大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

| |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化</p> <p>㊦ （地域における安全活動の強化）</p> <p>○大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する。[町・地域]</p> <p>㊩ （警察署等の耐震化の促進）</p> <p>○警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進する。[県]</p> <p>㊫ （交通安全施設等の整備）</p> <p>○交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電時にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。[県]</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3-2 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p>㊦ （公共施設等の耐震化）[再掲1-1-㊩]</p> <p>○発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する。[町]</p> <p>㊩ （電力供給遮断時の電力確保）</p> <p>○電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入を検討する。[県・町]</p> <p>㊫ （BCPの見直し等）</p> <p>○業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る。[町]</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

⑤（受援計画の作成）

○BCPの見直しの結果、業務継続するための職員が不足する場合は、速やかに受援計画を作成し災害対応の人員確保を図る。[町]

(指標)

- ◆（再掲）非常電源設備の整備、浸水対策の実施 現状値：3施設（R1）⇒目標値：5施設（R5）
- ◆BCPの見直し及び訓練の実施 現状：BCPの見直し実施（H30） R2見直し予定
- ◆受援計画の作成 現状：未整備 ⇒ 目標：計画策定（R2）

目標④

大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

㊦（情報通信機能の耐災害性の強化等）

○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を住民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。[県・町]

(指標)

- ◆（再掲）非常電源設備の整備、浸水対策の実施 現状値：3施設（R1）⇒目標値：5施設（R5）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

㊦（情報伝達手段の多様化等）

○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対する確かな情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）やJアラート（全国瞬時警報システム）等の充実を図るとともに、防災ラジオ、緊急速報メールや防災メール、防災アプリ、本町SNS等の普及を促進する。[県・町]

㊧（住民への災害情報提供）

○住民への災害情報提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。また、町内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う。[町・地域]

(指標)

- ◆（再掲）同報系防災行政無線システムの整備 現状値：整備済 ⇒ 更新整備（R2）
- ◆（再掲）防災ラジオ普及率 現状値：14.8%（H30）⇒目標値：18.0%（R5）

目標⑤

大規模自然災害等の発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの分断等による企業の生産力低下

㊦（企業等における防災対策の促進）

○平常時から企業所等での防災対策や企業の事業継続計画（BCP）の策定支援、融資制度

の充実等の取組を推進する。特に、セミナーや研修講座、補助制度を商工会や金融機関等と連携して更なるPRを行い、BCP策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す。[町・事業者]

- 一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えた農業者のBCPモデルを作成し、普及・啓発を推進する。

[町・事業者]

①（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等）

- 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本町の企業の取組を促すため、支援情報を周知する。[町・事業者]

(指標)

◆企業BCP策定支援事業費補助金の支援件数 現状値：0件（R1）⇒目標値：4件（R5）

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

㊦（物資輸送ルートの確保）[再掲2-1-㊦]

- 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。[国・県・町]

- 道路等の寸断に備え、複数の輸送による代替経路（複数輸送ルート及び代替機能）を確保する。[国・県・町]

①（燃料供給のバックアップ体制強化）

- 被災後は、燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など、燃料供給のバックアップ体制の強化を図る。[町・事業者]

(指標)

◆(再掲)緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 県管理 現状値：6橋（H30）対策済 4橋 対策中 2橋

◆(再掲)燃料供給事業者等との協定締結 現状値：1（H25）⇒目標値：3（R5）

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

㊦（自衛消防力の充実強化）

- 防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める。[町・事業者]

①（有害物質等の流出防止対策）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。

[県・町・事業者]

5-4 食料等の安定供給の停滞

㊦ (備蓄物資の供給体制等の強化)

○町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。[国・県・町・事業者]

㊧ (緊急物資の輸送体制の構築)

○大規模自然災害等の発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。[町・事業者]

(指標)

◆緊急物資提供事業者等との協定締結 現状値：7件 (R1) ⇒目標値：10件 (R5)

目標⑥

大規模自然災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

㊦ (電力・ガス等供給の災害対応力強化)

○電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す。[事業者]

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを促進する。[事業者]

○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化する。[事業者]

㊧ (石油燃料の確保)

○発災時に燃料不足状態に陥り応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。[県・町・事業者]

○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。[町・地域・事業者]

㊨ (エネルギー供給源の多様化)

○エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。[国・県・町・地域・事業者]

(指標)

◆太陽光発電システム設置費補助金 現状値：(H24~R1) 194件 ⇒ 目標値：(R2~R5) 60件

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

㊦ (水道施設の耐震化)[再掲2-1-㊦]

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。[県・町・事業者]

①（応急給水及び上水道復旧体制等の強化）

○町外からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び資機材の確保のため、関係事業者等との協力と内部体制の整備を行う。[県・町・事業者]

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

㊦（下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成）[再掲2-6-㊦]

○大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。[町]

①（下水処理施設の耐災害性の強化）

○津波浸水想定エリア内の下水処理施設については、施設の重要度に応じ、機器の保護を目的とした津波対策を推進する。[町]

○発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路や防災拠点等結ばれている重要性の高い管路について耐震補強を行うとともに、下水道施設の老朽化対策を進める。[町]

(指標)

- ◆下水道（施設）の耐震化率 現状値：55.6%（R1）⇒目標値：77.8%（R5）
- ◆下水道（重要管路）の耐震化率 現状値：0.5%（H30）⇒目標値：27.8%（R5）

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

㊦（物資輸送ルートの確保）[再掲2-1-㊦]

○大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。[国・県・町]

○道路等の寸断に備え、複数の輸送による代替経路（複数輸送ルート及び代替機能）を確保する。[国・県・町]

①（交通機関の利用者対策）

○発災後は、周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。[県・町・地域・事業者]

(指標)

- ◆(再掲)緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 県管理 現状値：6橋(H30) 対策済 4橋 対策中 2橋

6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

㊦（避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進）

○避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する。[町]

①（避難所運営体制の整備）

○円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる。また、自治会や自主防災会等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む。[町・地域]

㊦（避難所間での格差の防止等）

- 避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策を検討し、他地域で災害が発生した時には、それを参考に本町のBCPやマニュアル等の見直しを行う。[町]
- 大規模災害時に想定される指定避難所以外への避難者に対しても、必要な食料や飲料水、生活物資を供給できるよう、適切な場所への分散備蓄について検討する。[町]

㊧（避難所備蓄品及び救助用資機材の確保）

○避難所の備蓄品及び救助用資機材は、適正な保管状態で備えるとともに、物品等を災害から守るための対策を講じる。また、災害時にすぐ使用できるよう、避難所要員、施設管理者、地域で資機材の取扱方法等の共有を進める。[町・地域]

㊨（要配慮者等への支援体制の整備）

- 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む。[町・地域]
- 要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する。[町・事業者]

(指標)

- ◆避難所施設の耐震化 現状値：6カ所 100% (R1)
- ◆避難所施設のエアコン設置率 現状値：1カ所 (R1) ⇒ 目標値：6カ所 (R5)
- ◆避難行動要支援者名簿登載者 現状値：471人 (R1) ⇒ 目標値：510人 (R5)
- ◆要配慮者受入れ協定締結施設数 現状値：2施設 (R1) ⇒ 目標値：3施設 (R5)

目標⑦

制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

㊦（消火・救助活動能力の強化）

- 市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る。また、医療機関での円滑な救急患者受入体制を整備するため、消防との連携したマニュアルを整備し、訓練を行うなど、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。[国・県・町・地域]
- 大規模災害時に坂出消防の救急車が対応できないことが想定されることから、患者の搬送手段を確保する。[町・地域]

①（火災に強いまちづくりの推進）[再掲1-1-㊦]

○避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼

| |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。[町]</p> <p>○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、及び老朽放置空家対策を推進する。[町]</p> <p>㊦ (防火対策の推進)[再掲1-1-㊦]</p> <p>○大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る。[町・地域・事業者]</p> <p>㊧ (文化財の防火対策)</p> <p>○文化財所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練等を実施する。[町・地域]</p> |
| <p>(指標)</p> <p>◆耐震性防火水槽整備率 現状値：2箇所 (R1) ⇒ 目標値：3箇所 (R5)</p> <p>◆住宅の耐震化率 現状値：75.6% (H25) ⇒ 目標値：90% (R5)</p> <p>◆空き家率 現状値：14.8% (H30) ⇒ 目標値：14.6% (R5)</p> |

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p> <p>㊦ (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化)[再掲1-1-㊦]</p> <p>○大規模地震が発生した場合、港湾・鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。[町・地域・事業者]</p> |
| <p>(指標)</p> <p>◆(再掲) 特定既存耐震不適格建築物数 現状値：11棟 (R2) ⇒ 目標値：6棟 95% (R5)</p> |

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>㊦ (ため池の防災対策)</p> <p>○ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する。あわせて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と管理体制の強化を啓発する。[県・町・地域]</p> <p>㊧ (排水施設の老朽化対策)</p> <p>○下水道施設や排水施設については、老朽化等により破損が発生した場合、道路陥没等により、住民の生活に支障をきたすおそれがあり、老朽化した施設の改築、更新等の長寿命化及び機能健全化を行う。[国・県・町]</p> |
| <p>(指標)</p> <p>◆(再掲) ため池ハザードマップの作成・公表 現状値：作成済 (R1) ⇒ 公表 (R2)</p> <p>◆(再掲) 農業用ため池の耐震化等の整備 現状値：0箇所 (R1) ⇒ 目標値：3箇所 (R5)</p> |

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

㊦（農地・農業用施設の保全管理）

○農地の管理放棄等による農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援する。[町・地域]

㊧（土砂災害防止施設等の整備点検）

○砂防ダム等土砂災害防止施設の施設点検により機能を維持する。[県・町]

(指標)

- ◆農業用排水機場の耐震化（鴨田川P場） 現状値：1箇所（R2） ⇒ 整備方針の検討（R5）
- ◆砂防ダム等土砂災害防止施設等の点検実施 現状値：30箇所（R2） 毎年点検実施

目標⑧

大規模自然災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

㊦（災害廃棄物処理計画の実効性の向上）

○建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施するなど、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。
[町]

㊧（仮置場の確保）

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、早急な復旧・復興のため、災害廃棄物を仮置きするための仮置場を確保する。[町]

㊨（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。[県・町・事業者・関係機関]

(指標)

- ◆災害廃棄物処理計画の策定 実施済（H28） ⇒ 見直し済（R1）
- ◆仮置き場の確保 現状値：1箇所（R1） ⇒ 他の候補地の検討（R5）
- ◆廃棄物処理事業者との協定締結 現状値：7社（R1）100%

8-2 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態

㊦（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

○地震、浸水、土砂災害等の災害時において、道路啓開や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体と応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る。[県・町]

① (災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築)

- 災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める。[町・地域・事業者]
- 本町と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。[町・事業者]
- 災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を行う。[町・地域]

(指標)

- ◆ボランティアセンター運営講習会実施 現状：実施、参加者35名 (R1) ⇒ 目標：毎年度1回実施
- ◆災害ボランティアコーディネーター養成講座受講者数 現状：0人 (R1) ⇒ 目標：R5年度までに10人
- ◆ボランティアセンター設置訓練 現状：未実施 ⇒ 目標：R5年度までに実施

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

㊦ (地域防災力の強化)

- 地域ごとに意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する。[町・地域]

① (日頃の様々な活動を通じたコミュニティ醸成)

- 助け合いの仕組みづくりが円滑に進むよう、日頃の様々な活動を通じたコミュニティ醸成を図る。[町・地域]

㊧ (警察機能の維持対策の推進)

- 警察機能の不全に備えて、平素からの町内の交番機能に加えて、災害時にも警察機能の体制を確保するよう働きかける。[県・町]

(指標)

- ◆防災リーダー研修参加者数 現状値：70人 (R1) ⇒ 目標値：100人 (R5)

8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

㊦ (地理空間情報の整備)

- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する。[県・町]

① (湛水排除対策の推進)

- 河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備する。[町]

㊦ (地籍調査の推進)

○被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する。[町]

(指標)

- ◆ (再掲) 洪水ハザードマップの作成・公表 現状値：最大想定 of 浸水予測図で更新整備 (R2)
- ◆ 雨水ポンプ場の機能維持対策率 現状値：33.3% (R1) ⇒ 目標値：100% (R5)
- ◆ 地籍調査の実施率 現状値：52.3% (R1) ⇒ 目標値：58.8% (R5)

8-5 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れにより、人口や企業が流出する事態

㊦ (罹災証明書の迅速な発行)

○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から被災者支援システムを活用するとともに、従事者全員を対象とするシステム操作研修や住家の被害認定調査業務実務研修の実施に取り組む。[町]

㊧ (早急な住宅確保に向けた取組)

○応急仮設住宅建設マニュアルの整備及び建設候補地の台帳の更新を行う。また、県のマニュアル作成に合わせ、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制の整備を行う。
[県・町]

(指標)

- ◆ (再掲) 洪水ハザードマップの作成・公表 現状値：最大想定 of 浸水予測図で更新整備 (R2)

2 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野

① 行政機能／警察・消防等

■行政機能

㊦ (町役場の業務継続力の強化)

- 本町業務継続計画（BCP）や災害対策本部各部班行動マニュアル等について、実効性の確保のための訓練や検証を実施するとともに、不断の見直しを行う。[町]【3-2】
- 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制の強化を推進する。[町]【3-2】
- 本町の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する。[町]【2-1】
- 他地域で災害が発生した場合は、それを参考に本町のBCPやマニュアル等の見直しを行う。[町]【3-2】

㊧ (防災拠点施設の機能強化)

- 災害対策本部を設置する町役場本館の非常用発電機は、1.5mかさ上げし、連続稼働時間を72時間まで確保したが、引き続き、町役場、消防団屯所、避難所等の防災拠点施設の地震対策、水害対策、電源対策等を進める。[町]【3-2】
- 大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う。[町]【3-2】

㊨ (早急な生活再建に向けた体制整備)

- 被災者の住居確保等が遅延することで、生活の再建に遅れが生じないように、罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から住家の被害認定調査業務の実務研修や被災者支援システム操作研修の実施に取り組む。[町]【8-5】
- 応急仮設住宅を迅速に建設するためのマニュアル整備及び建設候補地の台帳の更新、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制を整備する。[町]【8-5】

■警察／消防等

㊦ (警察・消防施設の強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、情報通信施設等において、その機能が十分発揮されるよう、整備や地震対策等を推進する。[県・町]【2-3】
【3-1】

㊧ (災害対応装備資機材等の充実)

- 災害対応のための車両、装備資機材等の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を図る。[町]【2-2】

㊨ (消防団の災害対応力の強化等)

- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実を進めるとともに、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。[町・地域]【2-2】【7-1】

㊩ (治安維持のための体制確保)

- 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。[県・町]【8-3】

② 住宅・都市

㊦ (耐震化の促進)

- 既存建築物の耐震化促進を図るため、平成20年度から住宅を中心とした耐震化支援施策に取り組んで、「宇多津町耐震改修促進計画」に基づき住宅の耐震化を推進しているが、今後とも支援策を継続するとともに、建物所有者に対する啓発を強化する。[町・地域]【1-1】
- 特定既存耐震不適格建築物(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する。また、吊り天井、外装材、ブロック塀等非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。[県・町・事業者]【1-2】
- 特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の耐震化を促進する。[県・町・事業者]【5-3】
- 沿線・沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く、耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。[町・地域・事業者]【1-1】【2-1】

㊧ (津波避難対策の推進)

- 津波災害が生じるおそれがある地域については、津波避難ビル(施設)・避難場所や避難経路の確保を推進する。また、臨海公園では、周辺の地理に不案内なレジャー客が訪れることから、迅速・的確な避難・誘導體制を検討する。[町・地域・事業者]【1-3】

㊨ (家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)

- 広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた、家具等の転倒防止対策の啓発について、補助制度も活用しながら取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。[町・地域・事業者]【1-1】

㊩ (火災に強いまちづくりの推進)

- 避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する。[町]【1-1】【7-1】
- 旧町地区を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、老朽放置空家対策を推進する。[町]【1-1】【7-1】

㊪ (水道施設の老朽化対策等の推進)

- 安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を推進する。[事業者]【2-1】

㊫ (下水道施設の耐震化等の推進)

- 地震対策として下水処理施設の耐震調査を行い、耐震性能の把握と設備の耐震化を推進するとともに、津波浸水想定エリア内の施設については、施設の重要度に応じて、機器の保護を目的とした津波対策を推進する。[町]【2-6】【6-3】

㊬ (エレベーターの安全対策の推進)

- マンション等の高層の建物が多い本町で、大規模災害時にエレベーター内に長時間閉じ込められないように、対策を推進する。[町・事業者]【1-6】

③ 保健医療・福祉

㉞ (救護病院の機能維持)

- 災害時における対応の強化を図るため、DMATの受援体制を整備し、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、実践的な災害対応訓練を実施する。[町]【2-5】
- 宇多津病院は、救護病院としての機能を強化するため、受水槽や高架水槽の耐震補強、雨水浄化設備及び非常用発電設備の設置をしているが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化や浸水対策などを推進する。[事業者]【2-3】

㉟ (応急救護所の機能充実等)

- 災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する。また、自主防災会等と連携した応急救護所開設訓練を実施する。[町・地域]【1-1】

㊱ (感染症等への対応強化)

- 災害時には感染症のまん延（大規模発生）防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、感染症まん延防止対策を熟知した職員を育成する。[町]【2-6】
- 大規模災害時における疫病、感染症等の医療機関と本町との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する。[町]【2-6】

㊲ (医師会等関係機関との連携強化)

- 災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する。[町・事業者]【2-6】

㊳ (災害時保健活動の確保)

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制を整備するとともに、災害時健康危機管理支援チーム（外部保健・医療チーム）の受援体制を構築する。[県・町]【2-6】

㊴ (要配慮者等への支援体制の整備)

- 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む。[町・地域]【6-5】
- 要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定等を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する。[町・事業者]【6-5】

㊵ (社会福祉施設の耐震化)

- 昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる。[町・事業者]【1-2】

④ エネルギー

㉞ (エネルギーの確保対策の促進)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など燃料供給のバックアップ体制の強化を図る。また、各家庭や避難所、医療施設等において自家発

電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。[町・地域・事業者]【6-1】

㊦ (民間事業者との連携による燃料の確保)

○本町ではエルピーガス等の調達に関する協定を宇多津町エルピーガス販売業組合と締結しているが、発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。
[県・町・事業者]【6-1】

㊧ (エネルギー供給源の多様化)

○エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。[国・県・町・地域・事業者]【6-1】

㊨ (ガス管の耐震性向上)

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを推進する。[事業者]【6-1】

⑤ 情報通信

㊦ (情報収集手段の多様化と一元的集約)

○災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する。[国・県・町・地域]【1-7】
○デジタル防災行政無線システムの構築によりWEBカメラによる情報収集を検討する。
[町]【1-7】

㊧ (住民への確実な情報の伝達等)

○住民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、防災行政無線による伝達をはじめとして、Jアラート(全国瞬時警報システム)、Lアラート(災害情報共有システム)、防災ラジオ、防災メール、緊急速報メール、防災アプリ、本町ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、情報通信基盤整備を推進する。[町・地域]【1-7】

㊨ (情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を住民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。[県・町]【4-1】
○固定電話や携帯電話は、震度6弱以上の多くの地域や津波浸水地域で屋外施設や家屋の被災、通信設備の破損等により、利用が困難となることが想定されるため、民間事業者の回線が停止した場合にも災害対応が行えるよう、公共施設等を中心とした対災害性を有する情報通信機能の強化を図る。[町]【4-1】

⑥ 産業

㊦ (企業等の業務継続力の強化)

○企業等の被災による経済活動の停止や雇用喪失・収入途絶による生活支障が生じることを防ぐため、平常時から企業等における防災対策やBCPの策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する。[町・事業者]【5-1】

㊧ (自衛消防隊の災害対応力強化)

○防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める。[町・事業者]【5-3】

㊦ **(有害物質等の流出防止対策等の促進)**

○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。
[県・町・事業者]【5-3】

⑦ **交通・物流**

㊦ **(基幹的交通ネットワークの機能停止対策の検討等)**

○大規模災害時において、基幹的交通ネットワークを機能停止に陥らせないように、津波・洪水・高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクに対する対策を検討する。また、発災後の道路啓開、交通ネットワークの復旧に向けた取組等についても検討する。
[国・県・町]【6-4】【8-2】

㊧ **(緊急物資等供給ルートの確保)**

○地震による住民生活への影響を最小限に止めるため、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート及び防災拠点等への燃料供給ルートを確実に確保する。[町]【2-1】【5-4】
【6-4】

㊨ **(公共交通機関の安全確保・利便性の向上)**

○発災後は、周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、利用者が円滑に避難・帰宅できなくなる可能性があるため、迅速な輸送経路確保に向けて、関係機関の連携等により、情報収集・共有、情報提供など体制整備を図る。[国・県・町・事業者]【6-4】

⑧ **農林水産**

㊦ **(農地の適切な保安全管理)**

○大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能(洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等)を確保する。[県・町]【7-3】
○農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保安全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。[町・地域]【7-3】【7-4】

㊧ **(農業用ため池・排水機場等の地震対策の推進)**

○大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場についても、耐震対策を推進する。[県・町]【1-5】

㊨ **(ため池ハザードマップの作成)**

○ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する。[県・町]【7-3】

⑨ 地域保全

㊦ (堤防の耐震化等の推進)

○地震及び津波による河川・海岸堤防が損壊した場合の浸水を防ぐため、海岸堤防・河川堤防などの耐震強化を推進する。[国・県・町]【1-3】【1-4】【7-3】【8-4】

㊧ (土砂災害対策の推進)

○県が行う土砂災害防止施設整備などのハード対策と土砂災害警戒区域の指定などのソフト対策、町が行う付近住民への危険性や避難の重要性の周知など、県と町が連携して対策を実施する。[県・町]【1-5】

○大規模な地震や風水害が発生した際に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するためそれらの施設の安全性を向上させる。[町]【1-5】

㊨ (浸水災害対策)

○大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤の整備・機能強化等の対策等を進める。

○水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の推進にあわせ、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。[町]【1-3】【1-4】

○地震に伴い広域的な地盤沈降が発生し、津波等の浸水が引かない状態が発生する可能性があるため、地震・津波・洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進する。[町]【7-3】【8-4】

⑩ 環境

㊦ (災害廃棄物処理計画の推進)

○平成28年度に策定した宇多津町災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を定めた。今後、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討する。[町]【8-1】

㊧ (有害物質の漏えい対策等の推進)

○有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、石綿飛散防止、PCB廃棄物の適正処理等の対策を推進する。[県・町・地域・事業者]【8-1】

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知を行う。[町・事業者]【5-3】

○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。[県・町・事業者]【5-3】

㊨ (廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

○地震動・液状化・津波・がけ崩れ・火災等の災害が発生した場合に生じる、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの候補地を選定するとともに、町外の民間廃棄物処理業者との協定により、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。[町・事業者]【8-1】

⑪ 土地利用

㊦ (地籍整備の推進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、調査等の更なる推進を図る。[町]【8-4】

(2) 横断的分野

① 地域防災力の強化

㊦ (地域防災力・企業防災力の強化)

- 地震・津波から身を守るため、耐震対策、家具類等の転倒防止対策、避難の重要性について周知・啓発を推進する。[町・地域・事業者]【1-1】
- 家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。[町・地域・事業者]【2-1】
- 防災訓練等による地域防災力や企業防災力の向上を図る。また、住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で、防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する。[町・地域・事業者]【1-1】【8-3】

㊧ (人材の育成)

- 地域における防災活動の中心となる防災リーダーの養成を推進する。[町・地域]【8-3】
- 児童・学校・自治会等が連携した地域における防災活動を推進する。[町・地域]【8-3】
- 災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座などの取組を行うとともに、総合防災訓練の実施により災害ボランティアコーディネーターの質の向上に努める。[町・地域]【8-2】
- 本町と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う。[町・地域]【8-2】
- 災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を行う。[町・地域]【8-2】
- 避難所要員の研修を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる。また、BCPや各種マニュアル等を見直す。[町]【3-2】【6-5】

㊨ (効果的な教育・啓発等の推進)

- ハザードマップの作成や防災講話等による南海トラフ地震被害予測や各種ハザードマップの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。[町]【1-3】【1-4】
- 行政と自治会や自主防災会等との協力・連携体制の構築、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるように意識啓発を行う。また、避難所開設に備え、避難所要員と自主防災会等で避難所資機材の取扱方法等について共有を進める。[町・地域]【1-4】【6-5】
- 防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する。また、重要

水防箇所等の合同巡視を水防団等のほか、地域住民と実施する。[国・県・町・事業者・地域]【1-5】

㊦（避難所間での格差防止）

○避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策について検討する。[町]【6-5】

② 老朽化対策

㊦（道路施設の老朽化対策）

○橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する。[国・県・町]【1-5】

㊧（管路の老朽化対策）

○南海トラフ地震等の災害時における水道の供給体制を確立するため、老朽管の更新を計画的に推進する。また、下水道管路施設についても、重要管路を優先して老朽化対策を推進する。[町]【6-2】【6-3】

㊨（農業用ため池の老朽化対策等）

○周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する。[県・町]【1-5】【7-3】【7-4】

○地震発生後の地域の排水機能を確保するため、排水機場の耐震化を推進する。[県・町]【8-4】

㊩（耐震性防火水槽の更新整備）

○震災時に有効な消防水利となる耐震性貯水槽を計画的に整備しているが、優先度の高い地域から計画的に整備しているが、老朽化の著しい防火水槽の維持管理、更新整備を行う。[町]【7-1】

㊪（空き家対策）

○老朽化した空き家等は災害を拡大する可能性があるため、空き家対策を行う。[町]【7-1】

③ 広域連携

㊦（大規模災害時の広域連携の推進）

○大規模災害の発生に伴う避難、救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。[県・町・事業者・地域・関係機関]【2-1】

○警察、消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。[県・町・事業者・地域]【2-2】

㊧（物資調達・供給体制の構築）

○避難所等の避難者へ速やかに物資が行き届くように、産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築する。[国・県・町・事業者・地域]【5-2】【5-4】

第7章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内において総合的・横断的に実施することが望ましく、町長を本部長とする「宇多津町国土強靱化推進本部」を中心とした全庁部局横断的な体制のもと、取組を推進する。

また、地域強靱化を実効あるものとするため、町のみならず、国、県、近隣自治体等の行政機関、住民、民間事業者等の関係者が連携・協力・調整し、強靱化の取組を推進する。

2 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するため、第6章「2 推進すべき施策の方針」で示した各取組主体が進めていく強靱化に資する施策・事業を、リスクシナリオごとに整理し、毎年の進捗状況や指標に基づく目標の達成状況を把握し、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを繰り返していく。

3 計画の見直し

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、第1章「3 計画の期間」のとおり、概ね5年ごとに本計画全体を見直すこととする。また、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、適宜必要な見直しを行うものとする。

さらに、本計画の見直しにあたっては、国・県の強靱化計画や関連する他の計画等の見直しの状況を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係する他の計画との整合を図るものとする。